



発行 東京都

目次

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分(三件)……………一
……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 公共測量の実施……………二
……(都市整備局都市基盤部調整課)
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………二
……(都市整備局市街地建築部
建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第二課)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の八第一項の規定に基づく検証機関の登録……………四
……(環境局都市地球環境部総量削減課)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第
八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証
業務の廃止……………四
……(同)
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案
等……………四
……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定(四件)……………九
……(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 森林病虫害等防除法により薬剤防除(地下散布)
を行う区域及び期間等……………三
……(環境局自然環境部緑環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除……………三

- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………八
……(同)
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………九
……(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)
- 道路の区域変更……………九
……(建設局道路管理部路政課)
- 一般国道の供用開始……………三
……(同)
- 警察署協議会委員の委嘱……………三

公 告

- 市街地再開発組合の理事長の就任……………三
……(都市整備局市街地整備部民間開発課)
- 開発行為に関する工事完了……………三
……(都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………四
……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
- 特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧……………四
……(港湾局離島港湾部管理課)
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………五
……(水道局)
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………六
……(同)
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………七
……(下水道局)

告 示

●東京都告示第七百四十六号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十四年四月十二日
東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 株式会社 ウィルシティ
(二) 代表者氏名 代表取締役 衣川 康宏
(三) 主たる事務 品川区東五反田二丁目二番十五号
所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六七八三号
(五) 免許年月日 平成二十三年十一月二十四日

二 処分年月日 平成二十四年三月二十七日

三 処分内容 業務の全部の停止二十日(平成二十四
年四月十日から同年五月一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項、第三
十七条第二項第三号、第四十六条第二項及
び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第七百四十七号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十四年四月十二日
東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 有限会社 富久不動産
(二) 代表者氏名 取締役 八木 初男
(三) 主たる事務 荒川区西日暮里一丁目三十七番十五号
所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(9)第三六八五一号
(五) 免許年月日 平成十九年六月八日

二 処分年月日 平成二十四年三月二十七日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日(平成二十四年
四月十日から同月二十四日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第

●東京都告示第七百五十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区八広二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

